

# 傍 聴 要 領 ( 案 )

宮城県総合計画審議会

## 1 傍聴する場合の手続

傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

## 2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

( 1 ) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。

( 2 ) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。

( 3 ) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。  
ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。

( 4 ) その他会議の支障となる行為をしないでください。

## 3 会議の秩序の維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

(平成18年 月 日制定)